属植物」を、「つまとりそう属植物」の下に「、ていかかずら属植物」を、「はしばみ属植物」の下に「、はなずおう属植物」を、「ばんれいし属植物」の下に「、ひいらぎなんてん属植物」を、「ひめつばき属植物」の下に「、フィソカルプス属植物」を、「みずき属植物」の下に「、めぎ属植物」を、「ユーカリノキ属植物」の下に「、ゆずりは属植物」を加え、同項の基準の欄中「の熱処理」を「又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理」に改め、同表の三の項の地域の欄中「英国」の下に「、オーストリア」を、「オランダ」の下に「、ギリシャ、スロベニア、チェコ」を加え、同項の植物の欄中「ダリア」を「タマサンゴ」に改め、「、ペチュニア」を削り、「及びブルグマンシア属植物」を「、カリブラコア属植物、ケストルム属植物、ダリア属植物、ブルグマンシア属及びペチュニア属植物」に改める。

別表六の三の項の植物の欄中「なす、ししとうがらし（ピーマンを除く。）、ささげ、きまめ」を「きだちとうがらし、きまめ、ささげ、とうがらし（ピーマンを除く。）、なす」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年一月二十五日から施行する。ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十五年七月二十五日から施行する。

告　示

○文部科学省告示第百十三号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項及び第四項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年七月二十五日

文部科学大臣　平野　博文

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定美術品等の所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
果物籠を持つサテュロスと召使いの娘	ダミアン・シェーンボルン・ブーフハイム	平成二十四年七月二十五日	平成二十五年六月二十二日まで	独立行政法人国立美術館 理事長　青柳　正規 東京都千代田区北の丸公園三番一号	国立新美術館 東京都港区六本木七丁目二十二番二号 平成二十四年十月三日から同年十二月二十三日まで
大蛇ピュトンを殺すアポロンとディアナ	リヒテンシュタイン公爵ハンス・アダム2世	同右	同右	同右	同右
死せるアドニスの変身	同右	同右	同右	同右	同右
アドニスの死	同右	同右	同右	同右	同右
マグダラのマリア	同右	同右	同右	同右	同右
アポロンとディアナの誕生	同右	同右	同右	同右	同右
男の肖像	同右	同右	同右	同右	同右
ゴリアテの首を持つダヴィデ	同右	同右	同右	同右	同右
占いの結果を問うデキウス・ムス「デキウス・ムス」連作より	同右	同右	同右	同右	同右
マリア・デ・タシスの肖像	同右	同右	同右	同右	同右
キリスト哀悼	同右	同右	同右	同右	同右